

令和3年8月23日

一般社団法人日本建設業連合会 御中

内閣府規制改革推進室

## 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の御案内 ～ 新規の受付を再開いたしました ～

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、令和2年11月27日から受付を停止しておりました「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」につきまして、令和3年8月23日15時より受付を再開いたしました。

内閣府規制改革推進室では、役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民や企業および団体等の声をお伺いして改革に結び付けるため、平成25年3月から運営している「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日に「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を開設いたしました。

改組後、想定を超える多くの御意見・御提案をいただきことから、令和2年11月27日より、新規の受付を停止しておりましたが、停止するまでに受け付けた御意見・御提案に対する対応が進展したため、令和3年8月23日15時より新規の受付を再開いたしました。

日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと思える国の制度がございましたら、ぜひ具体的な改革提案をお寄せ下さい。

提案の提出方法につきましては、内閣府のホームページの「受付フォーム」から御提出いただくほか、電子媒体（CD-R等）を郵送での御提出も可能です（添付「『規制改革ホットライン』提出方法」を御参照願います。）。

《内閣府ホームページURL》

[https://form.cao.go.jp/kokumin\\_koe/opinion-0009.html](https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0009.html)

【受付期間】 常時

【添付資料】 ・『規制改革ホットライン』提出方法  
・〈記載例〉規制改革に関する提案（HP）  
・〈様式〉規制改革に関する提案

※電子データが必要な場合はご連絡願います。

＜問い合わせ先：規制改革ホットライン担当＞

電話：03-5253-2111（内線32461又は32464）

メール：[kisei\\_gyousei\\_hotline.z8a@cao.go.jp](mailto:kisei_gyousei_hotline.z8a@cao.go.jp)

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

※電話による提案の受付は行っておりません。

## 『規制改革・行政改革ホットライン』提出方法

### 1. ホームページの「受付フォーム」から御提出いただく場合

以下の「受付フォーム」から提出して下さい。

なお、記載にあたっては、記載例を参照して下さい。

【提案書】受付フォーム

[https://form.cao.go.jp/kokumin\\_koe/opinion-0009.html](https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0009.html)

【記載例】別添「<記載例>規制改革に関する提案 (HP)」を参照

### 2. 電子媒体 (CD-R等) を郵送で御提出いただく場合

所定の様式に記載したものを提出して下さい (返却はいたしません)。

様式 (データ) が必要な場合は、お問い合わせください。

送付される際は、封筒に「規制改革ホットライン 提案在中」と明記して下さい。

<送付先>

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館  
内閣府規制改革推進室 宛

### 3. 上記 2 つの方法によって御提出していただくことが困難な場合

規制改革推進室ホットライン班へご相談下さい。

<規制改革・行政改革ホットライン担当>

電話：03-5253-2111

(内線 32461 又は 32464)

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

# <記載例>規制改革に関する提案(HP)

## 規制改革に関する提案

規制改革推進室

### 回答者へのメッセージ

内閣府規制改革推進室では、国の規制改革に関する具体的な提案を募集しています。

ご提案は以下の受付フォームより、いつでも受け付けております。

「※必須」と付した欄については、必ず御記入の上、内容確認ボタンをクリックして下さい(記入漏れがあると送信されません。)。提案にあたっては、[留意事項\(PDF形式:113KB\)](#)を御確認下さい。

なお、

- ・ 国の制度とは関係のない御意見
- ・ 外交、税制、予算、組織、政治関連に関するもの
- ・ 誹謗中傷、権利侵害等、規制改革と関係のない御意見
- ・ 明らかに事実誤認に基づくもの
- ・ 内容が曖昧又は抽象的なもの
- ・ 感想や公平性を欠いた感情的な御意見
- ・ 個別事案に関する要求、要望

等は、検討対象としない場合がありますので、予めお含みおき下さい。

提案の処理状況等については、下記までお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 規制改革推進室 03-5253-2111 内線32461又は32464

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

- 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。使用された場合、一部特殊文字は規則に従い、自動的に置き換えて送信を行います。あらかじめ御了承ください。(詳細は「[置き換え規則について](#)」を御覧ください。)

1 内容入力

2 確認

3 完了

○提案事項名(タイトル)  
(50字以内におまとめ下さい。)

※必須

○提案内容を端的に示す事項名(タイトル)を記入して下さい(50字以内)。

○提案の具体的内容  
(300字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。)

※必須

○提案内容を、できるだけ具体的に記入して下さい(300字以内)。

・現状の規制・制度の問題点、改善の必要性・根拠をできるだけ具体的に記入して下さい(必ずしも法令上の問題でなくとも、規制的な運用に問題がある場合も含まれます。)

○提案理由  
(700字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果についても、具体的に記載して下さい。(消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮など))

※必須

○提案理由をできるだけ具体的に、また、可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果(消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮等)についても記載してください(700字以内)。

・提案が法令上の問題である場合には、根拠となる法令等による規制の撤廃を求める提案であるのか、数量等の規制の緩和を求める提案であるのか(数量等については、どこまで緩和する必要があるのか)を記入いただくと、提案の内容がより具体的になります。

・単に規制・制度を廃止するというだけでなく、どのような規制・制度に変えればよいのか等を記述するとより効果的です。

### (御記入に当たっての注意事項)

複数の提案を行う場合は、お手数ですが、1つの提案ごとに御記入の上、複数回に分けて御提出下さい。

○当該規制の根拠となっているもの  
(不明の場合は「不明」を選択して下さい。)

※必須

法律や政令 省令 左記以外の制度 不明

規制等の根拠となっているものを選択して下さい。不明の場合は「不明」を選択して下さい。

○上記の具体的な根拠法令等  
(おわかりであれば)

残り文字数150

規制等の根拠、又は改正すべきであるとする法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。

○提案者  
(個人または会社・団体)

※必須

個人 会社・団体

提案者の別を選択して下さい。

会社名・団体名を御記入下さい。  
(個人の場合は「個人」と御記入下さい。)

※必須

残り文字数60

団体・法人による提案の場合には、団体名・法人名を記入して下さい。  
個人での提案の場合は、「個人」と記入して下さい。

○会社名・団体名の公表の可否  
(個人の場合は「個人(非公表)」を選択して下さい。)

※必須

公表 非公表 個人(非公表)

提案主体名の「公表」「非公表」の別を選択して下さい。提案内容は公表が前提です。  
※ 個人からの提案は、「提案主体名」欄に「個人」と記載されるのみで、氏名は公表されません。

○提案者氏名(非公表)  
(会社・団体の場合は「担当者名」を御記入下さい。)

※必須

残り文字数60

○電話番号(非公表)  
(できたら御記入下さい。)

残り文字数40

○電子メールアドレス(非公表)

※必須

残り文字数60

複数の主体による共同提案である場合は、主な連絡担当となる方を記入して下さい。  
提案内容の詳細について当室から連絡・確認させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

